

第14回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定 検討委員会会議概要

会議名称	第14回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会
開催日時	平成28年11月11日（金） 午前10時～正午
開催場所	立川市役所 本庁舎 101会議室
次第	<p>[開 会]</p> <p>1 報告事項</p> <p>（1）第13回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会 概要について</p> <p>（2）今後の委員会のスケジュールについて</p> <p>（3）「12月18日（日）に開催する講演会の内容（案）」について</p> <p>2 検討事項</p> <p>（1）「条例の前文（作業部会案）」について</p> <p>（2）「条文の骨子案（その2）」について</p> <p>① 前回からの積み残しの項目について</p> <p>ア 合理的配慮等</p> <p>イ 相互理解の促進</p> <p>ウ 差別に対する相談体制</p> <p>② 作業部会等での指摘事項について</p> <p>[閉 会]</p>
出席者	<p>[委 員] 吉川かおり委員長、長谷川敬祐副委員長、泉口哲男、野々久美子、谷川香月、岡田治、奥山葉月、滝富加、曾根博、塩沢隆幸、岡部直士、福本行廣、山本繁樹、飯島一憲（敬称略、順不同）</p> <p>[事務局] 井田福祉保健部長、高木障害福祉課長、成田障害福祉課主査、城之下障害福祉第一係長、阿部障害福祉第二係長、塩島主任、井土主事</p>
会議資料	<p>資料14-1 第13回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会会議概要</p> <p>資料14-2 平成28年12月18日講演会企画書</p> <p>資料14-3 条例の前文について</p> <p>資料14-4 条例のたたき台に対する委員からの意見等と「条例の骨子案 その2」の修正案について（第3章：合理的配慮 その2・第4章：相互理解の促進）（内容は資料13-5の修正）</p> <p>資料14-5 条例のたたき台に対する委員からの意見等と「条例の骨子案 その2」の修正案について（第5章：差別に対する相談体制）</p> <p>資料14-6 「条例の骨子案（その2）」に対する検討内容について</p> <p>資料14-7 庁内検討会議と検討委員会の内容の整理と「条例の骨子案 その2」の修正について</p>

[開 会]

1 報告事項

（1）第13回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会 概要について

（2）今後の委員会のスケジュールについて

○「様々な方の意見を聞いて丁寧に対応して欲しい。」「議論を深めるためにスケジュールを変更し、期間を延ばして欲しい。」との意見が多く、6～9か月程度延長することとなった。

(3)「12月18日(日)に開催する講演会の内容(案)」について
○講演会の際に配布するアンケートについて、意見があれば挙げて欲しい。

2 検討事項

(1)「条例の前文(作業部会案)」について

●副委員長修正案をベースに議論をしていきたい。

【前文】(副委員長修正案)

一人一人は、それぞれが異なり、かけがえのない大切な存在である。どのような人に対しても、孤立や排除があってはならない。

しかしながら、これまでの日本の社会においては、集団性や画一性が優先され、みんなにあわせること、みんなと同じであることが正しいという価値観が信じられてきた。その結果、誰もがもつそれぞれの長所やかがやきが否定され、集団の枠になじまない人、とりわけ障害のある人は、地域社会から排除されやすい状況が続いてきた。このような社会のありようは、一人一人の個性や人格を否定し、すべての人を不自由にするものである。

わたしたち立川市民は、このよう地域社会のありようを変えようと、障害の有無、障害の種別、民間や行政を問わず、地域の多様な関係者が協働して、努力を続けてきた。その精神を引き継ぎ、誰もが暮らしやすいまちをつくるための取組みをさらに進めていくことが重要である。

障害は、身体や心に起きる機能的な問題とその人をとりまく環境によって生じるものであり、特別な問題ではない。機能的な問題も、生まれつきのものでなく、病気、事故、加齢などによって誰にでも起こりうるものである。障害のある人が暮らしやすいまちをつくることは、誰もが暮らしやすいまちをつくることであり、わたしたち一人一人が日々取り組むべき課題である。

わたしたち立川市民は、多様性を認める地域社会こそが、豊かな地域社会であると認識し、一人一人が異なることを前提に、お互いを大切にし、認め合い、尊重し、誰もがかがやけるまちを目指す。

そのために、障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例をここに策定する。

- 4段落目の「障害は、～特別な問題ではない。」という部分について、他にふさわしい表現があれば挙げて欲しい。
- いろんな方の意見を挙げてもらったが、立川らしさとして「JR立川駅のエレベーター設置運動」などを盛り込むとさらに分かり易くなるのではないか。「特別な問題ではない。」という部分は、障害は個人の問題ではなく、社会の問題であり、地域を構成する全ての人にとっての問題ということにつながる。
- 2段落目の「集団性や画一性が優先され、」という部分は、省いてもよいのでは。省いても違和感がなく、誰が読んでも分かりやすい。4段落目の「心に起きる機能的な問題」という表現は、しっくりこない気がする。
- 前文の文章の長さはこのくらいでよい。JR立川駅におけるエレベーターの設置は、障害のある人だけでなく、高齢者や赤ん坊をおんぶするお母さんにも使いやすい駅にしようということで機運が高まり運動につながった。
- 4段落目の1行目「機能的な」という文言をなくしてはどうか。
- 4段落目の1行目「障害は、身体や心に起きる機能的な問題」とあるが、「問題」という言葉は多義的なので法律上は基本的に用いない。条例の前文なのであえて用いた。代わりに「制限」・「制約」という言葉が考えられるが、表現としてよりしっくりこないので、「問題」とした。
- 「障害」という言葉だが、暮らしの中での「生きづらさ」、「不便さ」なども「障害」の中に含まれるのではないか。
- 4段落目の1行目「身体や心」とあるが、「心身」という言葉を切り離して「身体や心」とした。

- 社会モデルの考えからすると、障害は社会環境の障壁によって作り出されるということになる。
- 条例の中の定義で、障害には、心身の機能に制約があることも含まれているが、社会的バリア・障壁によって生じていることに重点を置くべき。生きづらさは社会的バリアによって生じている。
- 障害の定義は、総則の中で出てくるが、社会環境に起因するという点と機能的な問題は誰にでも起こりうるという点、この2点について前文の中で重きを置いた。
- 4段落目の2行目にある「生まれつきのもではなく、」という表現だが、この文言は大切。市民全員を巻き込むことにつながる。
- かつて障害は個人の問題だった。今は、個人と社会の関係の中から社会・市民全体の問題となっている。誰もが障害をもつ可能性があり、社会の側が変わることによって、誰もが住みやすいまちになる。
- 障害は特別なことというイメージはあるが、誰にでも得意・不得意があるように特殊なことではない。病気や加齢によって誰もが障害になる可能性はある。全ての人にとっての問題という意識が大事。
- 2段落目の3行目に「長所やかがやき」とあるが、「個性やかがやき」とした方がよりバランスが良いのではないかと。
- 「JR立川駅のエレベーター設置運動」については、別の箇所、例えば逐条解説で取り上げるのはどうか。
- 2段落目の2行目「～という価値観が信じられてきた。」とあるが、「～という価値観が優先されてきた。」としてはどうか。また、2段落目の3行目「長所やかがやきが否定され、」とあるが、「個性やかがやきが否定されやすくなり、」としてはどうか。
- 5段落目の3行目「誰もがかがやけるまち」とあるが、「誰もが幸せを感じられるまち」とした方がよいのでは。「誰もがかがやけるまち」というのは、ハードルが高い印象を受ける。
- 「誰もがかがやけるまち」とした方が能動的でよいのでは。

(2) 「条文の骨子案 (その2)」について

① 前回からの積み残しの項目について

- ア 合理的配慮等
- イ 相互理解の促進
- ウ 差別に対する相談体制

② 作業部会等での指摘事項について

- 第13条5項「～理解し支援するよう努めなければならない。」とあるが、当然のことと言えるので「～理解し支援しなければならない。」とした方がよいのでは。また、「努めなければならない。」という表現と別の条文の「努めるものとする。」という表現は使い分ける必要はないのでは。
- (生活支援に関する合理的配慮) 第13条は、他の項目で取り上げられなかった内容が入っている印象を受ける。福祉事業者については、現状でも合理的配慮がなされているとは言にくい状況が続いている。(福祉に関する合理的配慮)として別に項目立てして見るのはどうか。第7条(保健及び医療)、第10条(療育)などでは、「連携」について触れられているが、ネットワークが十分に機能しているとは言えないので、福祉事業者についても「連携」について条文で明記した方がよい。
- 第13条1項に「自立した生活」とあるが、どのように解釈されるか不安が残る。
- (福祉)を別立てとするか、条文案通りに福祉を(生活支援)の中に盛り込むのか、考え方としては二通りある。
- 概念が違うレベルの話をしている。保健及び医療、療育、文化芸術活動・スポーツ全てについて福祉が関わる。福祉があって個別分野の合理的配慮につながる。ただ、生活支援が何を対象としている

のか明確でないところがある。

- 福祉事業者の意識は高いとはいえず、合理的配慮についての理解も十分でない。条例の施行後にかわるかどうか疑問も残る。保健・医療事業者、保育に係る事業者が条文の中で取り上げられている以上、福祉事業者についても取り上げて欲しい。業務水準の向上につながればよい。
- 余り細かく項目立てをすると一般の方々に浸透しないのでは。福祉として項目立てをするとどこまで対象になるか分かりにくい。概念が広すぎるのでは。誰もが読んで分かり易いものにして欲しい。また、事業者に任せてもらう余地があった方がよい。
- 二通りの案を事務局につくってもらい、次回の検討課題としてはどうか。
- 福祉事業者にとっての合理的配慮は、厚生労働省が定めた「福祉事業者向けガイドライン」が参考になる。合理的配慮は、発展する概念であまり詰め込みすぎない方がよいのでは。
- 第15条（情報保障等に関する合理的配慮）について、手話通訳者が必要であるという点をぜひ盛り込んで欲しい。「～機器の活用」の後に「コミュニケーション専門家の活用」を盛り込むのはどうか。
- 第15条（情報保障）について聴覚障害と知的障害のバランスをどのように考え、どのように整理するのがよいか。
- 知的障害では、情報保障となると人によって全く異なることになる。漢字にルビがあれば分かる人もいれば、絵や写真で分かる人もいる。その人に合う情報保障があればよいが、現状この点が難しい。
- （保育）を（保育及び幼児教育）とするのはどうか。（幼児教育）を第9条（保育）に盛り込むのか、第8条（教育）に盛り込むのかは検討課題。
- （こども）として全てまとめるのはどうか。
- 第16条（相互理解の促進）の中で「地域の活動に参加し」とあるが、寝たきりの方との関係をどのように考えるべきか。
- 「啓発その他必要な措置」の中の「その他」は、講演会、イベント、スポーツ大会などを指す。

○次回は、平成29年1月23日（月）の午前10時から208会議室で行う予定。

[閉 会]

以 上